

農業者戸別所得補償法案新旧対照表

○租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（農業經營基盤強化準備金）

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で、農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項及び

第七項において「認定農業者」という。）が、平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年

（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第 号）第三条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）

の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画（第三項及び第七項において「認定計画」という。）の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいざれか少な

第二十四条の二 青色申告書を提出する個人で、農業經營基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十二条第一項に規定する農業經營改善計画に係る同項の認定を受けたもの（第三項及び

第七項において「認定農業者」という。）が、平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間内の日の属する各年

（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画（第三項及び第七項において「認定計画」という。）の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいざれか少な

いずれか少ない金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをして年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

い金額以下の金額を農業経営基盤強化準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをして年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

- 一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額
- 二 当該積立てをして年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2／10 (略)

#### (農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農業生産法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度

- 一 当該交付金等の額のうち農業経営基盤強化に要する費用の支出に備えるものとして政令で定める金額
- 二 当該積立てをして年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額

2／10 (略)

#### (農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、認定農業生産法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十七年三月三十日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度

及び清算中の各事業年度を除く。)の指定期間内において、農業者戸別所得補償法第三条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金(以下この項において「交付金等」という。)の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画(第三項において「認定計画等」という。)の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化(同法第十二条第二項第二号の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。)に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農法により農業經營基盤強化準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業經營基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。)は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

2~8 (略)

及び清算中の各事業年度を除く。)の指定期間内において、農業の担い手に対する經營安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金(以下この項において「交付金等」という。)の交付を受けた場合において、農業經營基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類するものとして財務省令で定める計画(第三項において「認定計画等」という。)の定めるところに従つて行う農業經營基盤強化(同法第十二条第二項第二号の農業經營の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。)に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業經營基盤強化準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業經營基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。)は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 (略)

2~8 (略)

○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第二百九号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（甘味資源作物交付金の交付）

第十九条（略）

2 対象甘味資源作物生産者が農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第二百九号）第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする。

（甘味資源作物交付金の交付）

第十九条（略）

2 対象甘味資源作物生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までには種されたてん菜についての甘味資源作物交付金は、交付しないものとする。

（でん粉原料用いも交付金の交付）

第三十三条（略）

2 対象でん粉原料用いも生産者が農業者戸別所得補償法第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までに植付けされればいいしよにについてのでん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。

（でん粉原料用いも交付金の交付）

第三十三条（略）

2 対象でん粉原料用いも生産者が農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項第一号又は第二号の交付金の交付を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その交付を受けた年度の前年度に属する一月一日から当該交付を受けた年度に属する十二月三十一日までに植付けされればいいしよにについてのでん粉原料用いも交付金は、交付しないものとする。

○食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（権限）

第四十条 （略）

2 （略）

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、

有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小

現 行

（権限）

第四十条 （略）

2 （略）

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）、

果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）、畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）、「

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法

企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）及び農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

律（平成十八年法律第八十八号）、有機農業の推進に関する法律（平成十八年法律第百十二号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

○独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

（国庫納付金）

第十二条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第 号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

第十二条 機構は、毎事業年度、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる業務により生ずる利益の額のうち、それぞれ当該各号に定める交付金の交付に要する経費の財源に充てるものとして農林水産大臣が定めて通知する金額を国庫に納付しなければならない。

一 前条第五号イ及びロの業務 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項各号に掲げる交付金（てん菜の期間平均生産面積（同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。）又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

一 前条第五号ニの業務 農業者戸別所得補償法第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしょの生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

現行

（国庫納付金）

第十二条 機構は、毎事業年度、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号に掲げる交付金（でん粉の製造の用に供するばれいしょの期間平均生産面積又は品質及び生産量に基づいて算定される部分に限る。）

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（目的）

第一百二十四条 （略）

（目的）

第一百二十四条 （略）

2 （略）

3 この節において「農業経営安定事業」とは、農業者戸別所得補償法（平成二十五年法律第三号）第三条第一項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条の規定に基づく交付金の交付をいう。

2 （略）

3 この節において「農業経営安定事業」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づく交付金の交付をいう。

4 （略）

4 （略）